

令和6年（2024年）度版

奨学制度の案内

－滋賀県の主な奨学制度について－

はじめに

－奨学制度を利用される方へ－

- この案内には、高校、大学等に進学する場合に利用可能な奨学制度であって、主に滋賀県が実施する制度の概要を掲載しています。
- この案内に掲載している制度および内容は、変更される場合があります。
- 各制度の詳細については、各制度の問合せ先までお問い合わせください。
- この案内に掲載している奨学制度のほかにも、国、民間の教育ローン、お住まいの市町や各種団体等が独自に奨学制度を実施している場合があります。当該奨学制度については、制度を実施する金融機関、市役所・町役場、各種団体等に直接お問い合わせください。

滋 賀 県

○医療関係職種等の養成施設に修学する方

名 称	概 要、支 給 要 件 等	備 考
<p>全額返還</p> <p>滋賀県医師養成奨学金制度</p> <p>【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-528-3613 (直通)</p>	<p>【概要】 県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠（地域医療枠・地元医療枠）の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与</p> <p>【貸付要件】 地域医療に強い意欲を持ち大学卒業後、県内病院で勤務する意思を有する者として、一般の入学者とは別の選抜枠により大学に選抜され入学する者（1年生より）</p> <p>【貸付額】（年額）1,800,000円 年度毎に一括貸与（原則大学卒業まで6年間）</p> <p>【返還】 返還事由が生じた日の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた額に、貸与を受けた日の翌日から起算して返還事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額の総額を一括返還</p> <p>【申請】 入学試験に紐付く</p>	<p>※県内医療機関に9年間勤務すること。臨床研修を除く7年間のうち、比較的医師が不足する地域の医療機関等で4年以上勤務すること。キャリア形成プログラムに参加すること。上記いずれも満たした場合には返還免除。</p>
	<p>【概要】 県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生（3年生以降）に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与</p> <p>【貸付要件】 大学卒業後、県内の医療機関で診療業務に従事する意思を有する者（3年生より）</p> <p>【貸付額】（年額）1,800,000円 年度毎に一括貸与（原則大学卒業まで4年間）</p> <p>【返還】 返還事由が生じた日の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた額に、貸与を受けた日の翌日から起算して返還事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額の総額を一括返還</p> <p>【申請】 6月～7月中旬</p>	<p>※県内医療機関に6年間勤務すること。臨床研修を除く4年間のうち、比較的医師が不足する地域の医療機関等で2年以上勤務すること。キャリア形成プログラムに参加すること。上記いずれも満たした場合には返還免除。</p>
	<p>【概要】 県内の看護系学科をもつ大学に、一般の入学者とは別の選抜枠で入学した者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に奨学金を貸与</p> <p>【貸付要件】 一般の入学者とは別の選抜枠で入学した者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者（滋賀県看護職員修学資金との併給不可）</p> <p>【貸付額】（年額）600,000</p>	